

摂津市一般廃棄物処理基本計画(案)に対する  
パブリックコメント(意見募集)結果

- ・意見募集期間 令和3年2月8日～令和3年3月9日
- ・意見提出 5人 26件
- ・提出方法 直接持参 0人 郵送 1人 FAX 1人 市ホームページ 3人

意見数	寄せられたご意見(要旨)	ご意見に対する市の考え方
1	大型可燃ごみの有料化は考えていますか。有料化により、削減の意識が市全体として高まるのではないか。	ごみ有料化については、ごみ削減に向けて一つの有効な施策と捉えておりますが、導入を検討する前に、計画に基づく分別、資源化の徹底を進めていく必要があると考えています。
1	p9.摂津市ごみ処理フローに事業系一般廃棄物のフロー図も記載すべきではないか。	事業系一般廃棄物のもやせるごみは、環境センターで処理しており、家庭系一般廃棄物と合わせた処理フロー図となっています。
1	p10.ごみの性状において、乾ベースで記載されているが、水切りの徹底等、厨芥類の施策に向けて、湿ベースも記載してはどうか。	p10の表2-2では、持ち込まれるごみの種類とその割合を把握するため、乾ベースの記載としています。水切りの徹底等については、p38の個別計画(ウ)食品ロス削減・生ごみ減量推進対策に記載のとおり、取り組みを進めていきます。
1	p45.小型家電の拠点回収だけでは限界があり、環境センターでのピックアップ回収等、他の取組を検討すべきではないか。	環境センターでは、臨時ごみや持ち込みごみに含まれる小型家電を資源化していますが、新たな回収方法の導入や啓発方法等、現状も踏まえながら、現実的な対応を模索していきます。
3	p49.資源の持ち去り対策に向けた条例の制定や、資源回収業者との関係性の構築等、検討すべきではないか。	集団回収を促進していくとともに、現実に即した対応可能な対策を進めていきます。
3	p51.災害廃棄物処理計画を策定していただきたい。また、災害時に各家庭から発生する廃棄物の排出方法等について、周知していく必要があるのではないか。	今年度は災害発生時初期対応フローを改訂しており、今後はそれを基に、策定に向けての準備を進めていきます。また、各地域で発生する災害廃棄物を迅速に処理するためには、分別の徹底が必要であることから、排出方法等について検討を進めていきます。
1	廃棄物減量等推進審議会における審議内容、策定経過を記載していただきたい。	審議会の主な審議事項や審議結果について、資料編に記載する予定にしています。
3	p4.SDGsは個別計画に関連しており、コラムではなく、項目にできないか。 p5.図の出典の文字サイズを統一できないか。 p8.事業系資源の再資源化を別の表現にできないか。	・SDGsは個別計画と関連していますが、国際的動向を示す記事としてコラムとしています。 ・文字サイズは、全体を通して、図表のサイズに応じて設定しております。 ・事業系資源の再資源化については、p46に記載

		のとおり、紙資源の回収や剪定枝の資源化を行うこととしています。
4	p7の円グラフを見やすく表示していただきたい。 p15の表2-6でペットボトルの排出方法が「ビンの色ごとの専用かごへ」と分かりづらいため、表現を修正していただきたい。 その他ホームページ等と文言を統一するよう修正していただきたい。	それぞれ分かりやすい表示、表現に改める、ホームページやごみの分け方・出し方パンフレットと統一する等見直しを行います。
1	p12.出前講座について、何を検討するのか記載していただきたい。	この項目では、現況評価を示す記載内容となっています。今後に向けては、p38の個別計画(オ)出前講座に記載のとおり、取り組みを進めていきます。
1	p24.基本理念、p39～p42.基本施策の個別の取り組み等、積極的なPR、情報発信が必要ではないか。	p41の個別計画(カ)効果的な広報・啓発の実施に記載のとおり、行動変容を促す仕掛けやデザインを工夫し、誰にでもわかりやすい広報・啓発を進めていきます。
1	p53.事業系食品ロス量について、どのように実態の把握に努めるか示していただきたい。	P54の表3-1に示すとおり、事業者の役割や行動について、情報収集し、連携を図ることとしています。
2	p13.再生資源を集団回収する登録団体数が減少している要因は何か。また、登録数増加に向けて積極的なPRが必要ではないか。	利用団体の解散等の要因が考えられますが、p45に記載のとおり、集団回収未実施地域や未実施マンションへの呼びかけ等、登録数増加への啓発を進めていきます。
1	p13.事業系紙資源の回収で古紙の無料回収を実施しているのは、中小企業基本法に定める小規模企業者に限っているのか。	摂津市事業系紙資源回収助成金交付要綱において、対象を中小企業基本法に定める小規模企業者と私立の幼稚園及び保育所としています。
1	p15.有害物質を含む水銀使用製品が、袋や箱を使用せずに排出されていることがあり、廃棄物処理までに破損等トラブルがないか危惧している。	p15の表2-6に示すとおり、ごみの分け方・出し方パンフレットでお願いしている箱や袋を使用した排出方法について、啓発を進めていきます。
1	p55～p62.浄化槽の管理について、浄化槽の管理者による法令に基づいた定期的な報告や市による立入検査等が行われているのか。	浄化槽を管理するうえで、管理者には浄化槽法で「保守点検」、「清掃」と「定期検査」が義務付けられています。 市では、浄化槽の管理者に対して清掃許可業者を通じ、啓発パンフレットを配付し、また、定期検査で検査内容が不適正であった場合は、管理者に対し、改善に関する文書をお送りしています。